

# 説明資料

金融庁

# 目次

1. 中小企業金融の現状・・・・・・・・・・・・・・4
2. 中小企業の経営支援のための政策パッケージの  
進捗状況と今後の対応・・・・・・・・・・・・・・9
3. 東日本大震災後の対応・・・・・・・・・・・・・・27
4. 24事務年度検査基本方針・監督方針・・・31
5. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

# 金融庁の課題

---

## ○ 金融システムの安定確保

- 欧州財政・金融問題への対応

## ○ 金融の円滑化

- 中小企業金融円滑化法の期限到来を踏まえた  
中小企業の経営改善・事業再生支援（「出口戦略」）
- 被災地における二重債務問題

## ○ 資本市場の信頼性確保

- AIJ投資顧問に関する問題（含 再発防止）
- 公募増資に関連したインサイダー問題

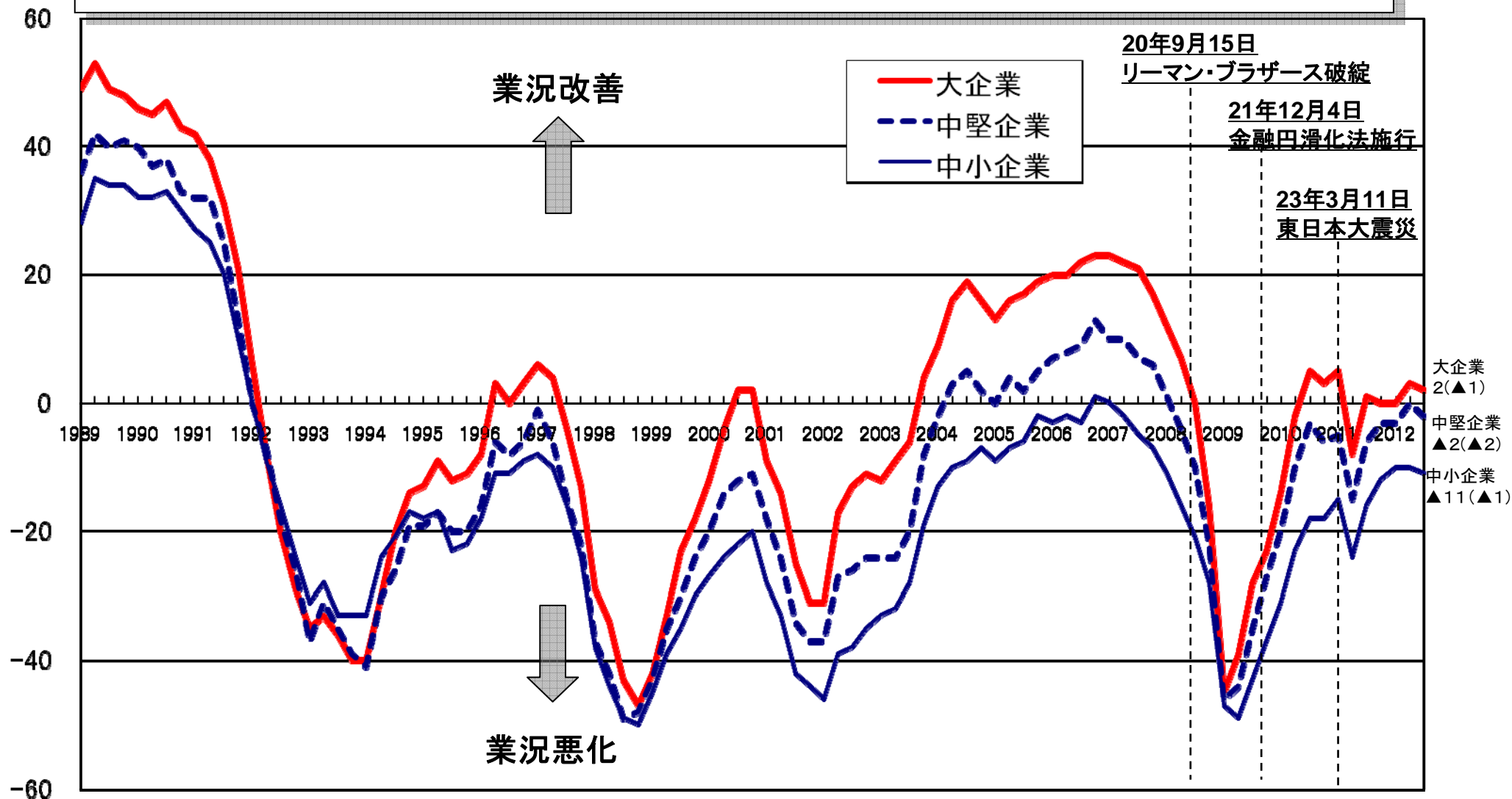
## ○ 「日本再生戦略」関連

- 総合的な取引所の実現
- 成長マネーの供給拡大（日本版ISA等）

# 1. 中小企業金融の現状

# 業況判断D.I. の推移

- 2009年6月以降、低水準ではあるが改善
- 依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復



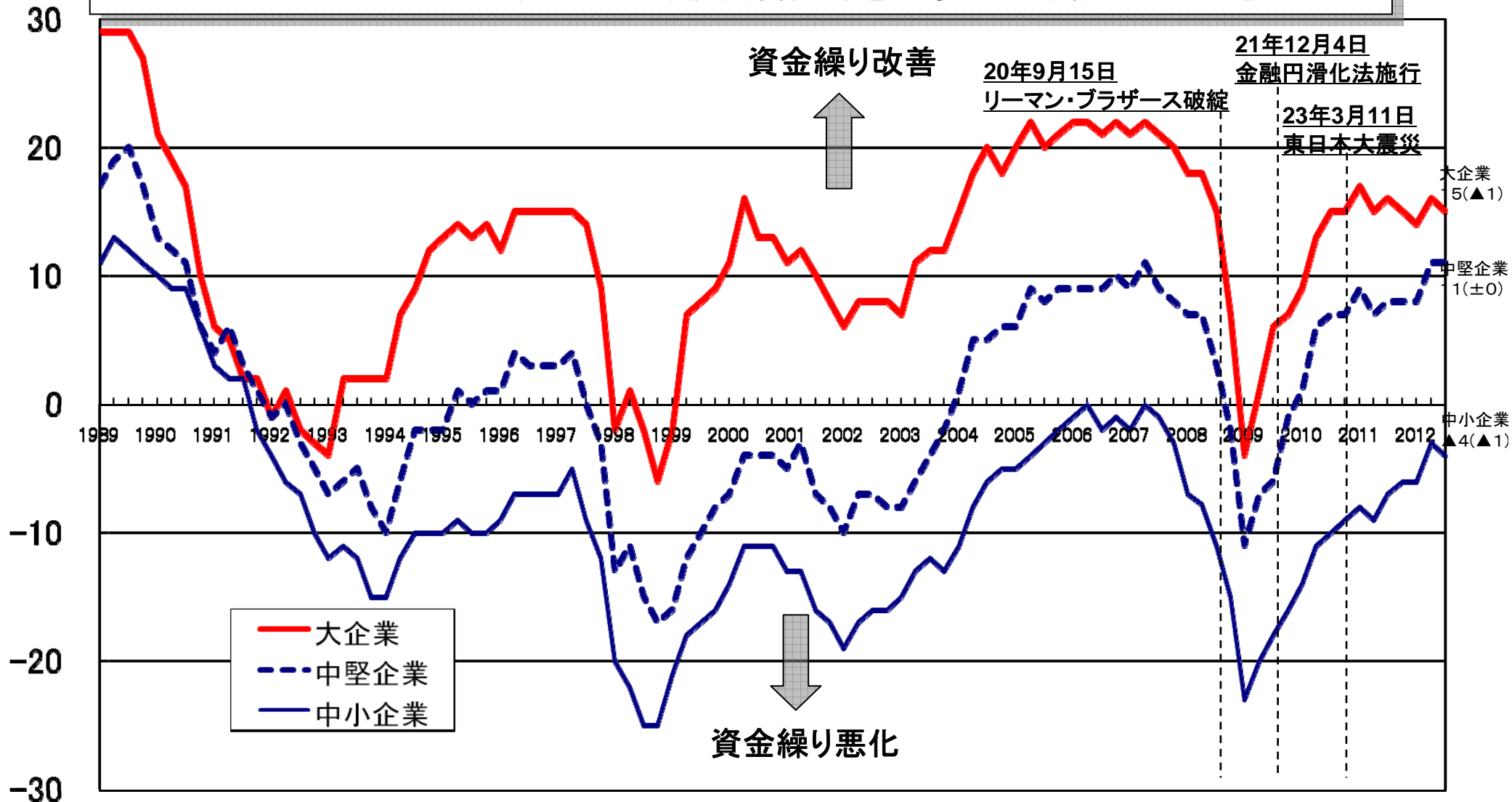
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2012年9月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2012年6月)との比較)

# 資金繰り判断D.I. の推移

- 2009年6月以降、改善の傾向が見られるが、中小企業のD.I.は低水準
- 依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復

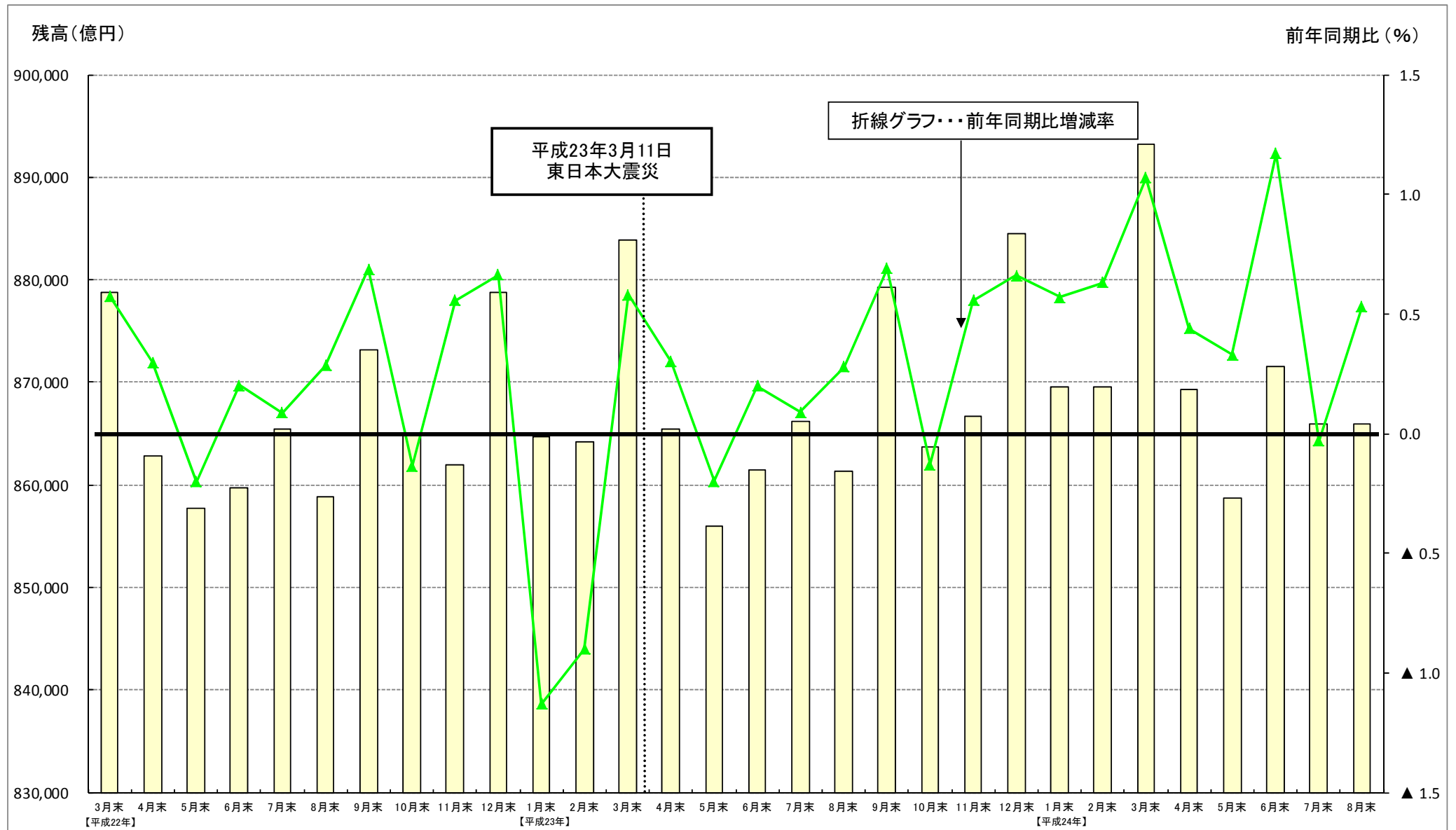


※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

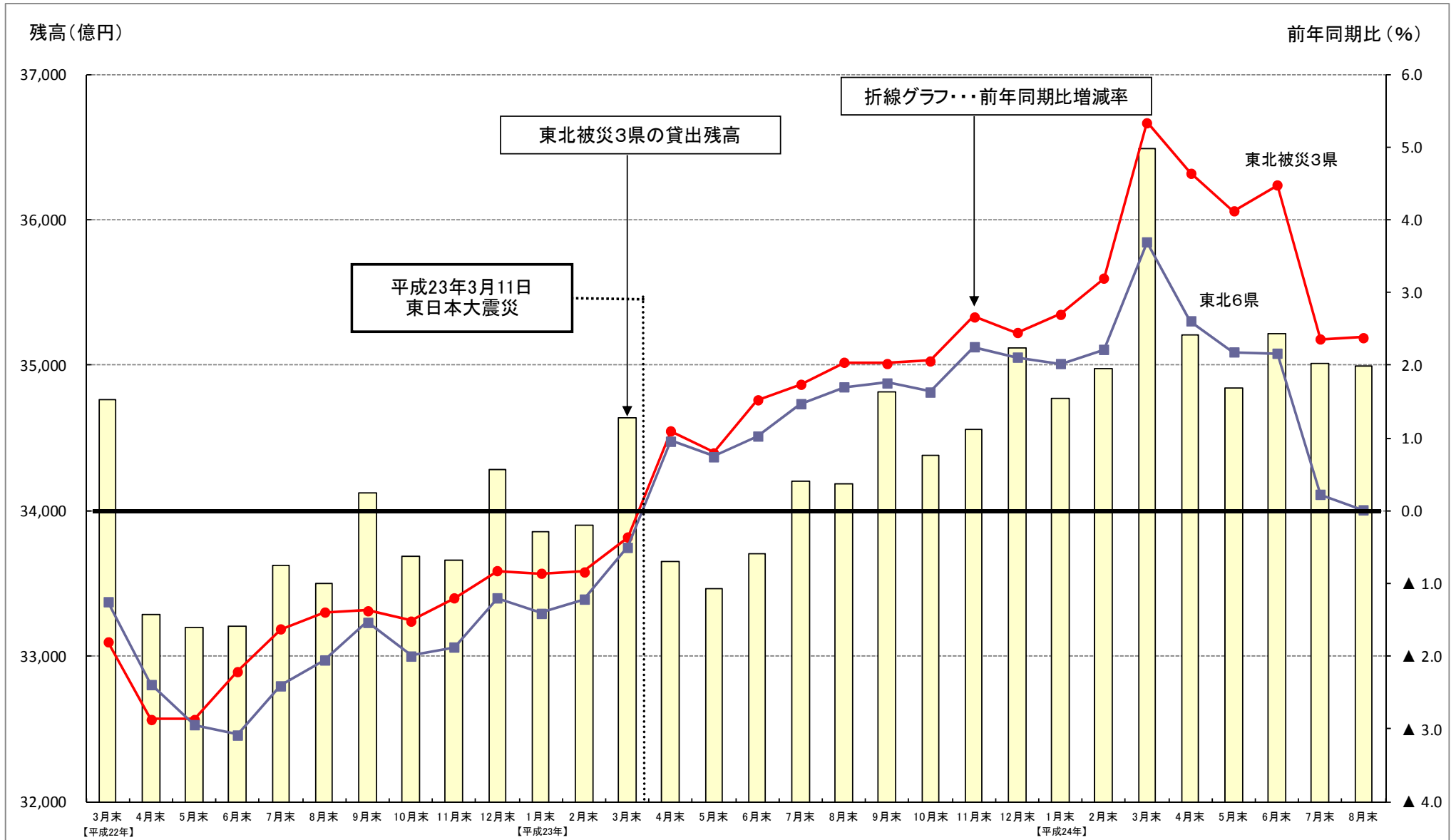
(注) 数字は2012年9月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2012年6月)との比較)

## 地域銀行全体の中小企業向け貸出残高の推移 (平成22年3月～平成24年8月)



注) 日本銀行「貸出先別貸出金」の中小企業向け貸出残高の「地方銀行」と「地方銀行Ⅱ」の合計。

## 被災地における地域銀行の中小企業向け貸出残高の推移 (平成22年3月～平成24年8月)



注1) 各地域銀行からの報告に基づき作成

注2) 「東北被災3県」は、岩手県、宮城県、福島県に本店を置く地域銀行の合計。「東北6県」は、左記の3県+青森県、秋田県、山形県に本店を置く地域銀行の合計。



## 2. 中小企業の経営支援のための 政策パッケージの進捗状況と 今後の対応

# I. 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について (平成23年12月27日公表)

## これまでの取組み

中小企業金融円滑化法（21年12月施行）の期限延長とともに、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等を実施。

## 今後の対応

### 基本的な考え方

- 金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。
- 一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。
- 金融規律の確保（健全性の確保・モラルハザード防止）のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていく（「出口戦略」）必要がある。

### 具体的な対応

外部機関や関係者の協力も得つつ総合的な出口戦略を講じ、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移行。こうした移行を円滑に進めていく（「ソフトランディング」）必要があるため、中小企業金融円滑化法を今回に限り1年間再延長するとともに、以下の施策を集中的に推進。

#### I. 金融の円滑化

- ✓ 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ✓ 新規融資の促進を図るための、資本金借入金等の活用及び動産担保融資（ABL）等の開発・普及等
- ✓ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

#### II. 金融規律の確保

- ✓ 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォローアップ
- ✓ 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ✓ 金融機能強化法の活用

#### III. 中小企業等に対する支援措置

- ✓ 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
- ✓ 中小企業再生支援協議会との連携強化
- ✓ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
- ✓ 事業再生支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

## Ⅱ. 「中小企業金融円滑化法の最終延長」基本的な考え方①

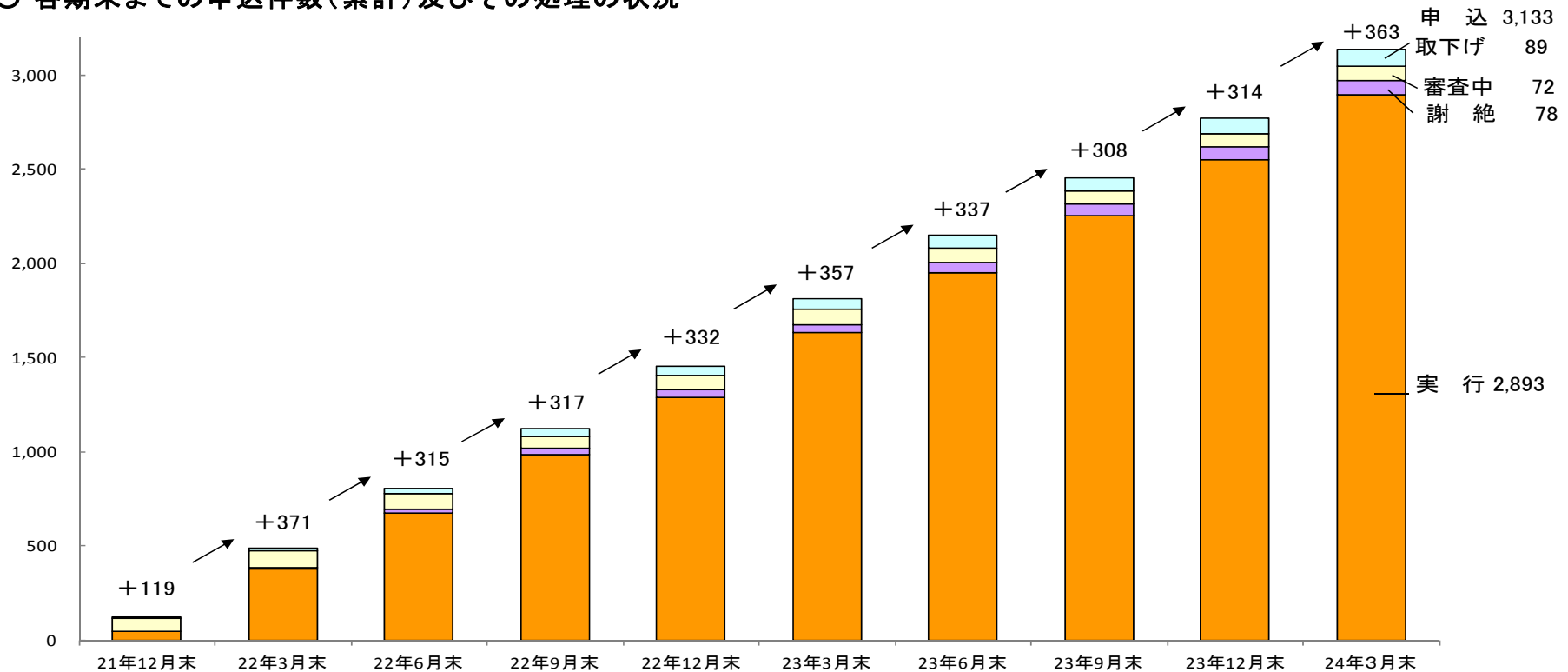
### ○ 条件変更の申出に対する金融機関の対応状況

金融機関の金融円滑化への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。

金融機関(1521社)における金融円滑化法の施行状況  
— 中小企業者向け —

【単位:千件】

#### ○ 各期末までの申込件数(累計)及びその処理の状況



#### ○ 各期末までの実行率

	21年12月末	22年3月末	22年6月末	22年9月末	22年12月末	23年3月末	23年6月末	23年9月末	23年12月末	24年3月末
実行率 (実行/(実行+謝絶))	99.4%	98.2%	97.3%	97.2%	97.2%	97.2%	97.3%	97.3%	97.3%	97.4%
実行率 (実行/申込)	40.4%	76.7%	83.5%	87.9%	88.7%	89.9%	90.7%	91.8%	92.0%	92.3%

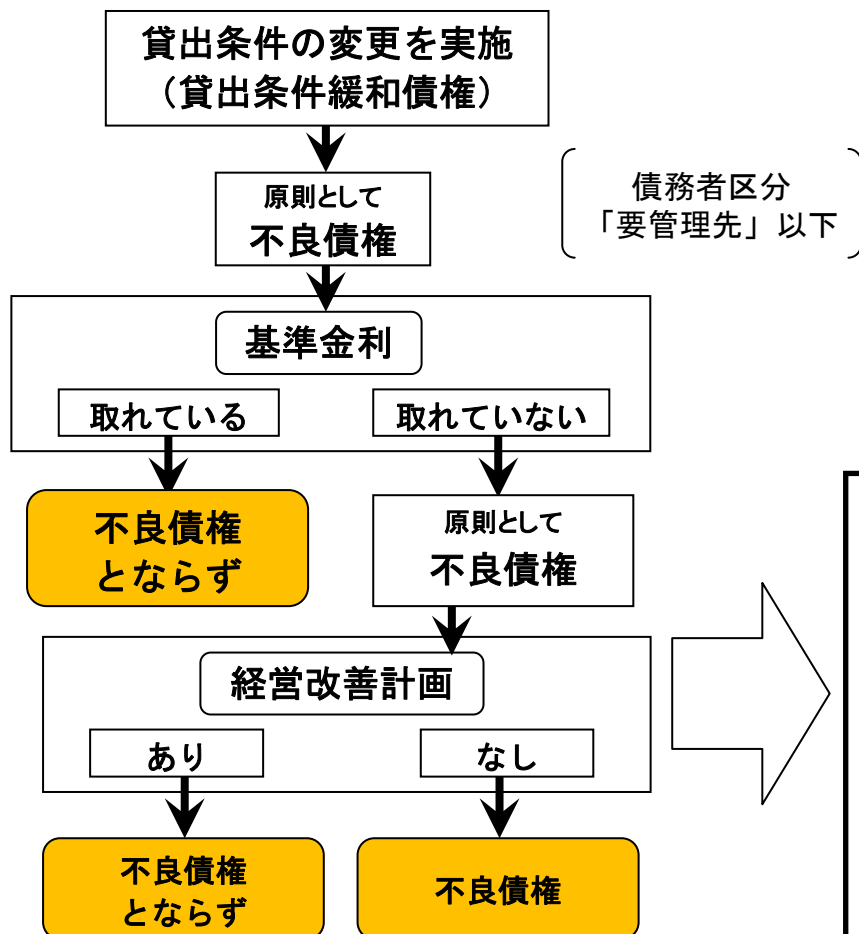
# 「中小企業金融円滑化法の最終延長」基本的な考え方②

## ○ 金融円滑化法施行後の中小企業の状況

一方で、貸付条件の再変更等が増加している。貸付条件の変更等を受けながら経営改善計画が策定されていない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。

(参考)条件変更を行った中小企業のうち、約8割が複数回の条件変更を行っている。

### 「貸出条件緩和債権」の見直しについて



### (参考)債務者の区分一覧

区分名	概要
1. 正常先	財務内容に特段の問題なし
2. 要注意先	財務内容に問題がある等、注意を要する
その他 要注意先	「要注意先」のうち、「要管理先」以外
要管理先	・金利の減免や返済猶予等を実施 (貸出条件緩和債権) ・3ヵ月以上延滞
3. 破綻懸念先	経営破綻に陥る可能性が大
4. 実質破綻先	実質的に経営破綻
5. 破綻先	法的・形式的に経営破綻

不良債権に該当(開示)

### 「貸出条件緩和債権」の要件の弾力化 [恒久措置] ～「経営改善計画」の策定期等～

	原則	中小企業向け融資
計画の策定期	貸出条件の「変更時まで」に策定する必要。	貸出条件の変更時より「最長1年以内」に策定すれば可(平成21年12月)。
経営再建の達成時期	「3年以内」に達成する必要。	「5年以内(最長10年以内)」に達成されれば可(平成20年11月)。

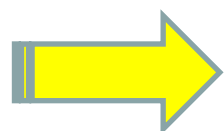
※ 「基準金利」: 当該債務者と同等の信用度合いを有している債務者に対して、通常適用される貸出金利

### Ⅲ. 「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」 (平成24年4月20日公表)

- ・ 本年度は、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援を強力に押し進めていくための環境整備を行っていく上で極めて重要な1年。
- ・ こうした観点から、関係府庁(内閣府・金融庁・中小企業庁)による **「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」**を策定。

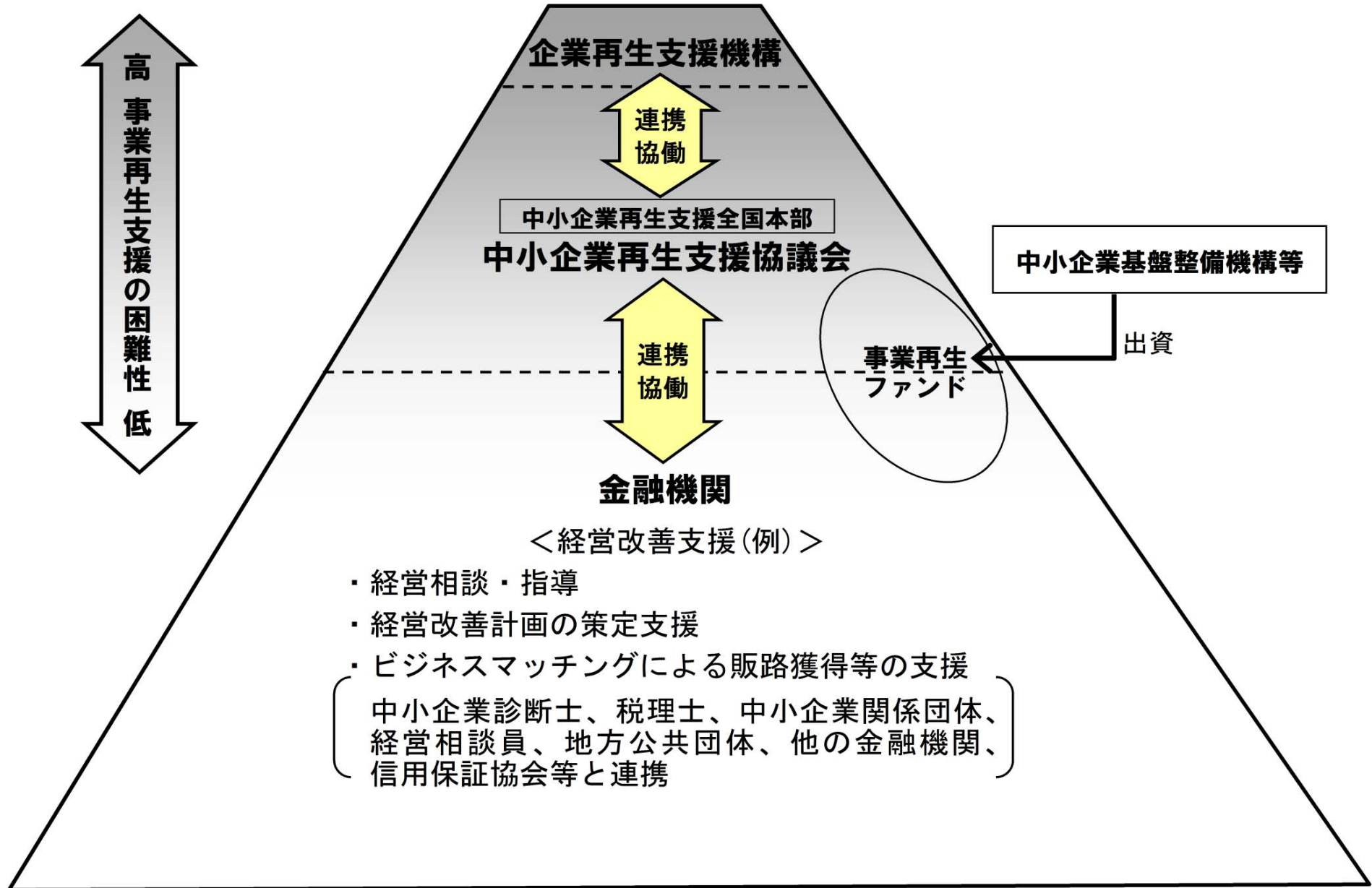
#### 政策パッケージの主な施策

- ① 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化
- ③ その他経営改善・事業再生支援の環境整備



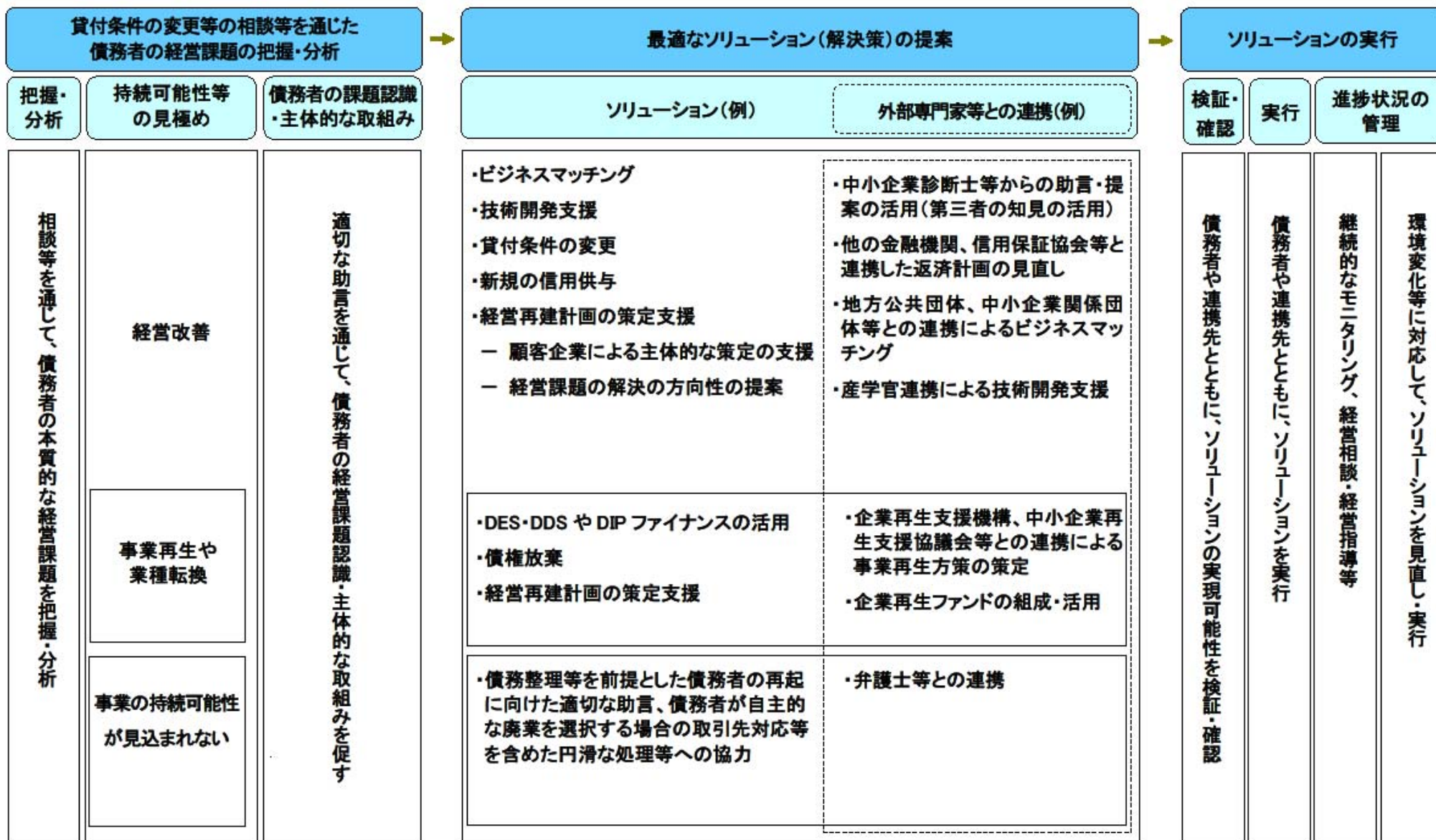
**中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図っていく。**

# 中小企業の経営改善支援・事業再生支援の主な担い手 (イメージ)

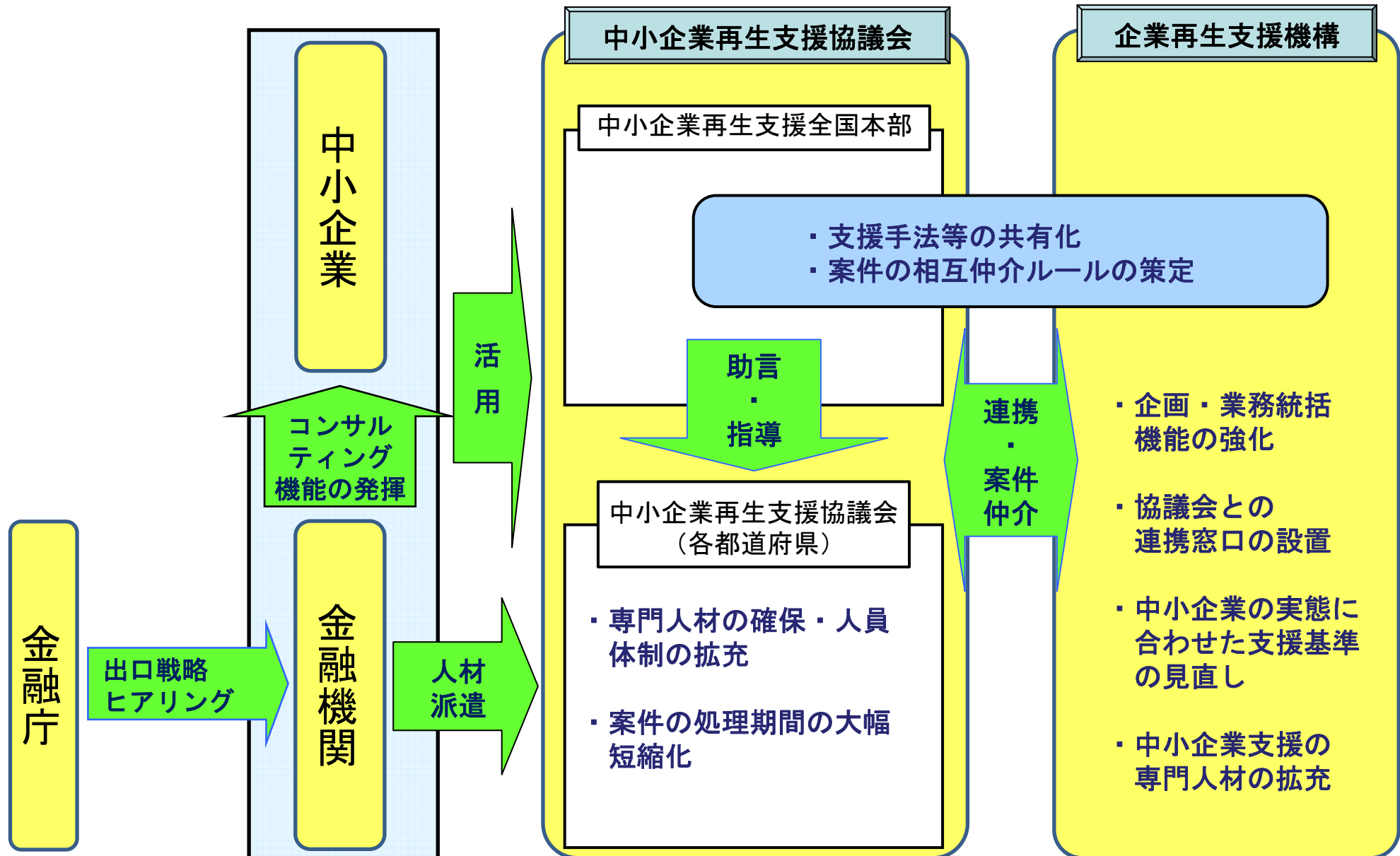


# 1. 金融機関のコンサルティング機能の発揮に係る監督指針の概要 (平成23年4月4日)

(※) コンサルティング機能発揮にあたっては、経営陣が主導性を発揮し、推進体制を整備・充実する



## 2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化





### 3. 「政策パッケージ」の主な具体化の状況

金融機関のコンサルティング機能の発揮や、中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備として、例えば、以下のような施策を実施・具体化

#### ○ 「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正

- ✓ 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、金融機関は、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用するよう、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に明記(5月17日)

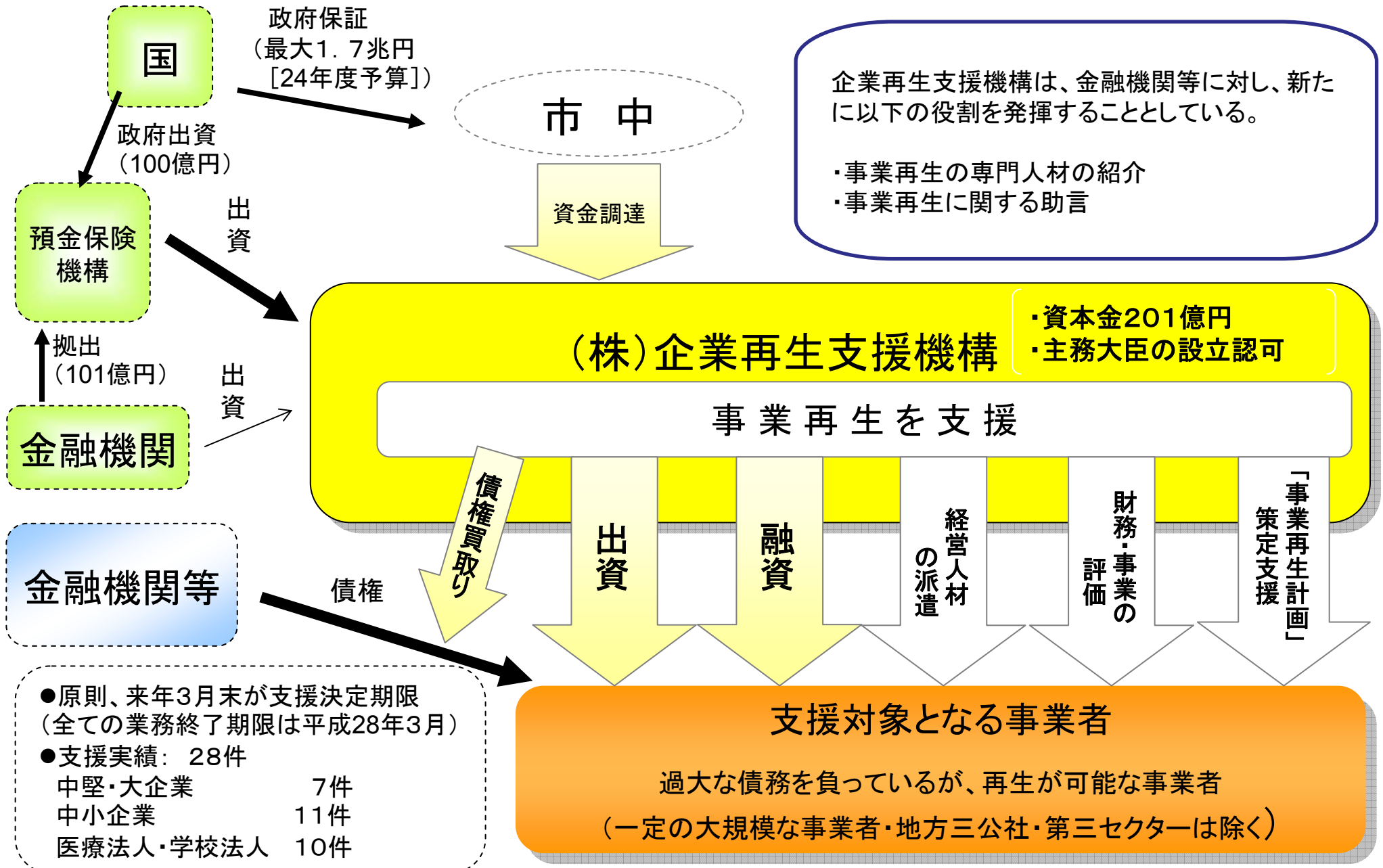
#### ○ 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化

- ✓ 企業再生支援機構が事業の再生支援をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準を、中小企業の実態に合わせたものに改正(7月20日)
- ✓ 中小企業が負担するデューデリジェンス費用を10分の1(従前は4分の1又は1億円のいずれか低い価額)に引き下げ(8月28日)
- ✓ 中小企業再生支援協議会の専門人材の拡充及び人員の増強(7月以降)
- ✓ 企業再生支援機構の業務として、中小企業再生支援協議会案件に対する相談・助言機能の提供を認可(6月14日)

#### ○ 「中小企業支援ネットワーク」の構築

- ✓ 地域の面的再生を促進する観点から、地域金融機関、信用保証協会、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、企業再生支援機構、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、経営支援機関、公的機関等が連携して、「中小企業支援ネットワーク」を構築し、地域の関係者の力を総動員して、中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備(8月以降)

# IV. 企業再生支援機構の概要



# 企業再生支援機構の実績

(平成24年5月31日現在)

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
1 日本航空等	航空運送	H22.1.19	3,500億円	
2 ウィルコム	電気通信(携帯電話)	H22.3.12	なし	ソフトバンク
○ 3 セノー	スポーツ関連器具製造販売	H22.3.26	4億円	
4 養生院	医療・介護	H22.7.7	なし	
5 全人会	医療・介護	H22.8.24	なし	大和会
6 富士テクニカ	自動車用金型	H22.9.17	53億円	
7 宮津製作所	自動車用金型		なし	
○ 8 会津乗合自動車	地方路線バス	H22.12.2	1億円	
9 岸本医科学研究所	臨床検査	H22.12.9	なし	ビー・エム・エル
○ 10 藤庄印刷	印刷	H23.2.3	0.1億円	
11 大原総合病院	医療・介護	H23.2.10	なし	
○ 12 芝政観光開発	アミューズメント施設運営	H23.3.3	0.1億円	
13 アーク	金型の企画・製作	H23.3.31	90億円	
14 博悠会	医療・介護	H23.3.31	なし	

事業者名	事業内容	支援決定日	機構の出資額	スポンサー
○ 15 ヤマギワ	照明器具製造販売	H23.4.15	5億円	
○ 16 沖創建設	賃貸アパート建設管理	H23.4.28	なし	
○ 17 コロナ工業	アルミ装飾製品製造販売	H23.5.20	8.9億円	
○ 18 ジョイパック	清涼飲料水受託製造	H23.9.29	なし	
○ 19 室崎商店	漁業、冷凍倉庫	H23.9.29	610万円	
20 グランビスタホテル&リゾート	ホテル運営	H23.12.1	28.5億円	
○ 21 ダイマル・ディメール・丸竹八戸水産	水産加工	H23.12.22	0.2億円	
○ 22 ヤマニシ	造船	H24.2.9	なし	
23 白銀会	医療・介護	H24.3.22	なし	
24 恵仁会	医療・介護	H24.3.29	なし	
25 山本学園	専門学校	H24.3.29	なし	
26 三栄会	医療・介護	H24.4.5	なし	
27 盛全会	医療・介護	H24.4.12	なし	
28 真木会	医療・介護	H24.4.12	なし	

注)○は中小企業。

合計 3,690億円

# 企業再生支援機構による事業再生事例

## A社（清涼飲料製造業）

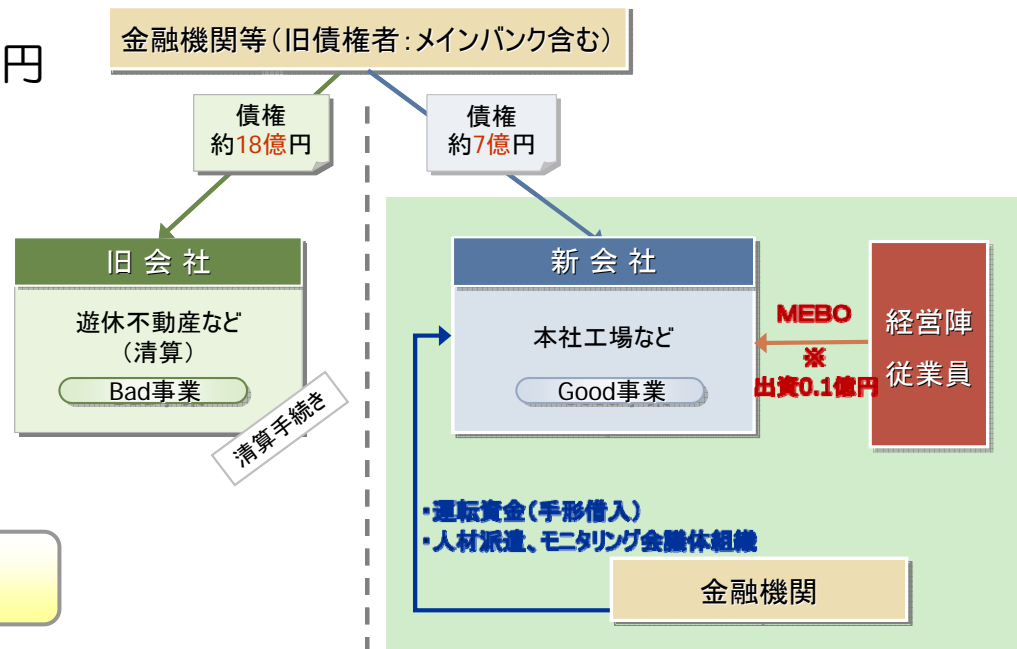
- 売上高：約8.5億円、有利子負債額：約20億円  
従業員数：約30名
- 事業規模に比して多額の借入、実質債務超過

## 支援実施の意義

- 地場の雇用確保が図られること
- 中堅・中小企業の再生の方向性を示す支援であること

## 再生スキーム 第二会社方式 & MEBO

- 第二会社方式（Good/Badスキーム）によって、対象会社を新旧分離
  - ・ 新会社は本社工場に関連する資産と負債を承継（会社分割）
  - ・ 旧会社は遊休不動産等を売却し、売却代金を負債に充当。残債務は特別清算等法的整理で処理
- 新会社は経営陣・従業員によるMEBO（マネジメント・インプロイー・バイアウト）により設立



比較的小規模の企業についても、地域経済や雇用確保の観点も踏まえ、積極的に支援を実施。

# V. 中小企業再生支援協議会の概要

中小企業再生支援全国本部

- 支援実績（平成15年2月～24年3月）  
再生計画策定件数 3,200件  
相談取扱い企業数 23,881件

各地の  
協議会を  
サポート

中小企業再生支援協議会（全国47都道府県）

・産業活力再生措置法に基づき、商工会議所等の認定支援機関に設置

事業再生を支援

金融機関間の調整

財務・事業の  
評価

「再生計画」  
策定支援

金融機関等

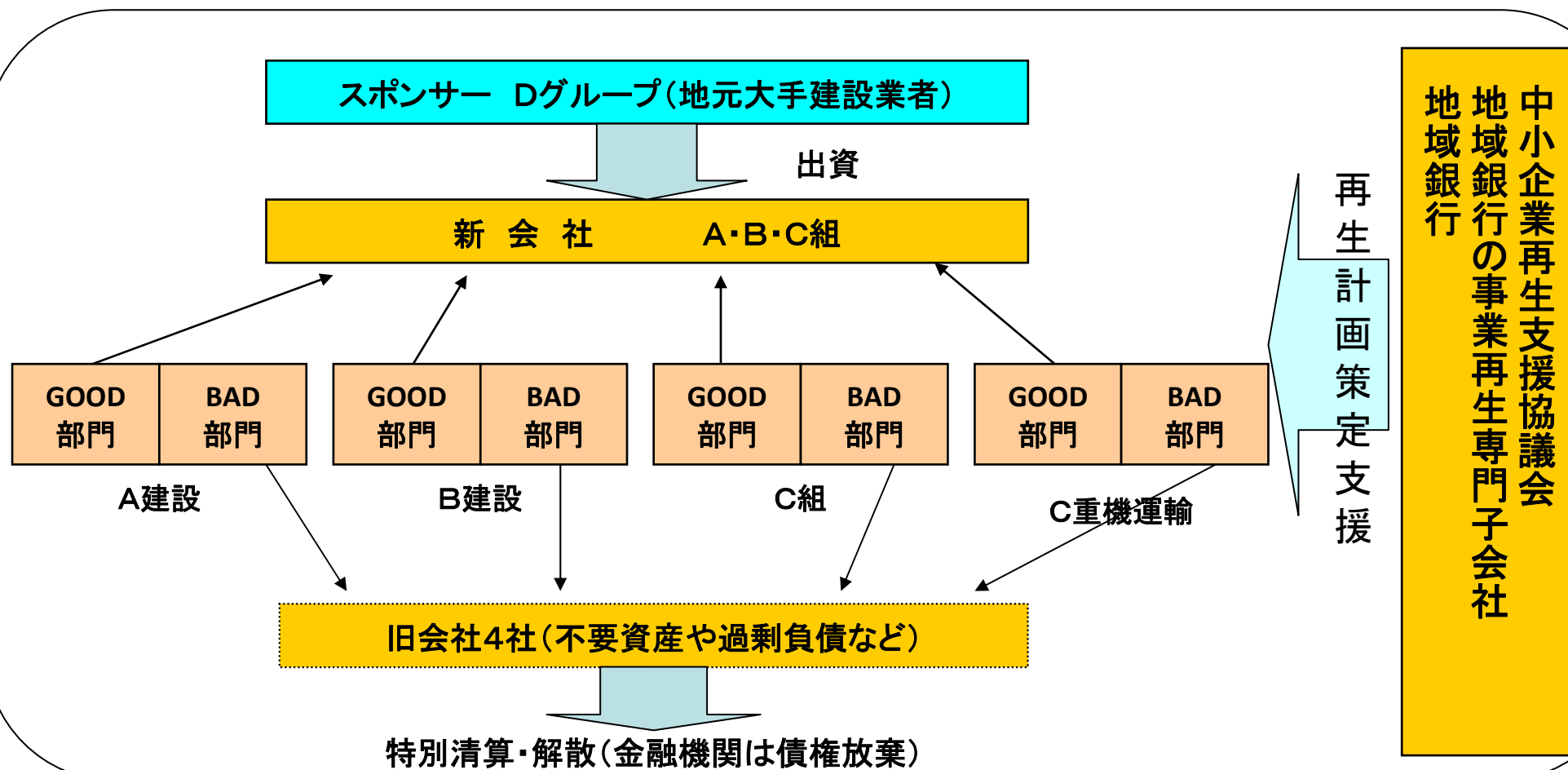
債権

支援対象となる事業者

過剰債務等により経営環境が悪化しているが、再生が可能な中小企業

# 中小企業再生支援協議会との連携による事業再生

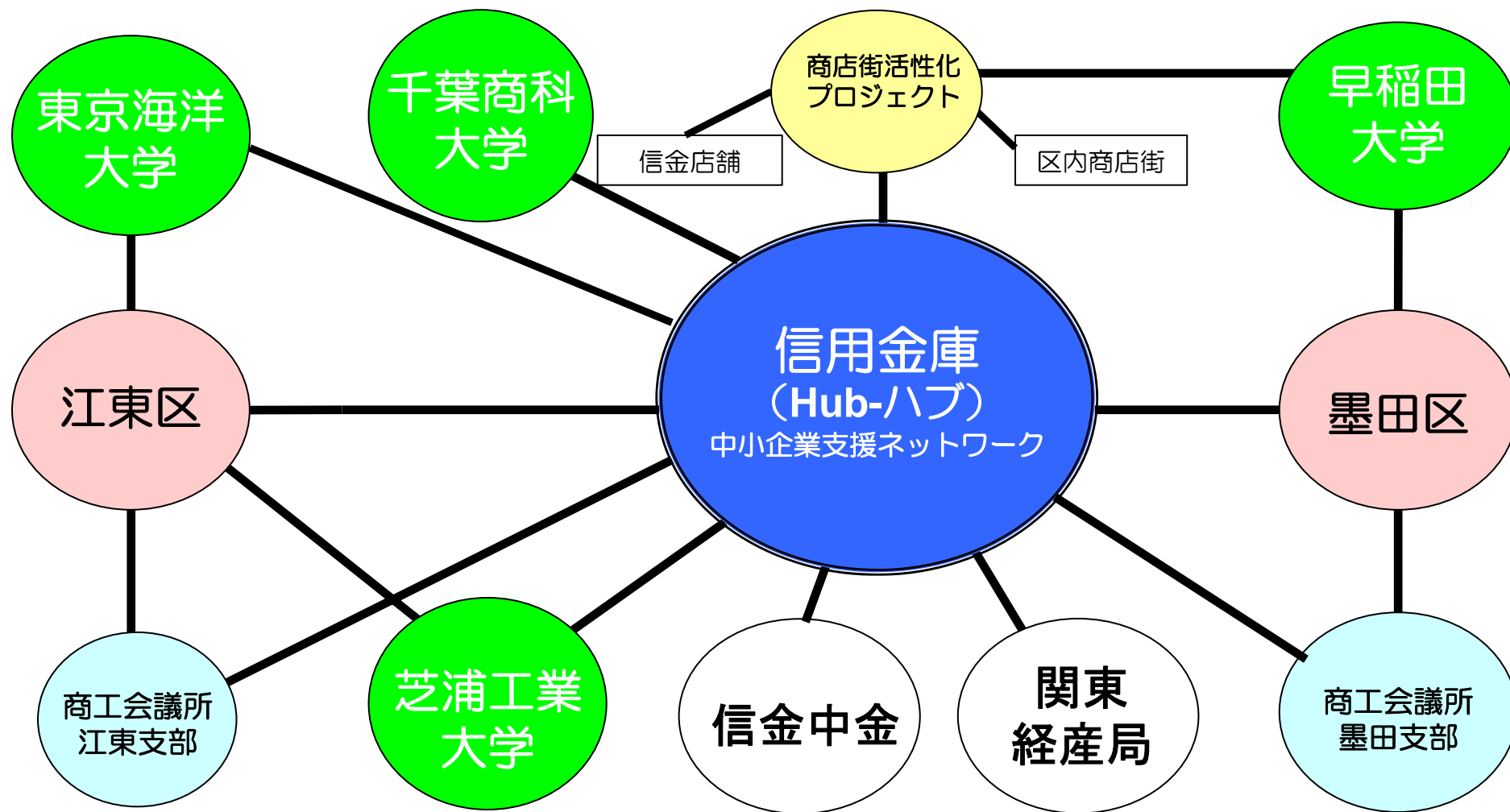
- 公共事業の減少や競争過多により厳しい状況にあった建設会社等4社(中堅・老舗)について、雇用の確保等の観点から、再生支援を決定
- 中小企業支援協議会と連携し、地域銀行の事業再生専門子会社と共に再生支援を実施
- 具体的には、4社の収益事業について、新会社へ再編することを骨子とする再生計画を策定



## VI. 金融機関による新事業支援等への取組み(個別金融機関の事例①)

### 1. 産学官連携スキーム

- 地域活性化のために地元の自治体と連携する中で、地元自治体と関わりのある大学を中心に連携を強化し、平成17年以降、大学との連携協定を順次締結。
- 本部専担部署の職員や専任のアドバイザーが、中小企業の課題等に応じて大学へ相談し、アドバイスを受けるほか、共同研究契約締結への仲介や都の補助金申請への補助等を実施。



## 産学官連携スキームの事例

### リサイクル関連業者（取引先）からの相談

○ペットボトルキャップのリサイクルにおける問題点

「回収時には、ポリエチレン製とポリプロピレン製が混在しており、そのまま溶解し、リサイクル製品を製造すると、強度が弱くなってしまう。」

➡ 強度を強くする添加剤は作れないか。



当金庫が連携先の大学へ相談



大学教授より、  
「混合物の強度を強くするのは難しいが、ポリエチレン製キャップとポリプロピレン製キャップの分別装置を作ることは可能では。」

○当金庫の仲介により、取引先企業と大学との間で共同研究に関する契約を締結。

○共同研究の結果、静電気を利用した分別装置を開発、今年度中に製品化し販売予定。



## VI. 金融機関による新事業支援等への取組み(個別金融機関の事例②)

### 2. 異業種の農業分野への進出支援(建設業、自動車部品製造業)

- 取引先が業況悪化により農業への進出を検討していたことから、「菌床しいたけ栽培」を提案し、事業化に向けた様々な支援を実施
- 取引先は多角化・業態転換による業績の安定や、慢性的な赤字体質からの脱却を図っている

#### ○菌床しいたけ栽培を提案した理由

徳島県は菌床しいたけの生産量  
日本一として知名度が高い

施設栽培のため天候に左右され  
ず周年栽培可能

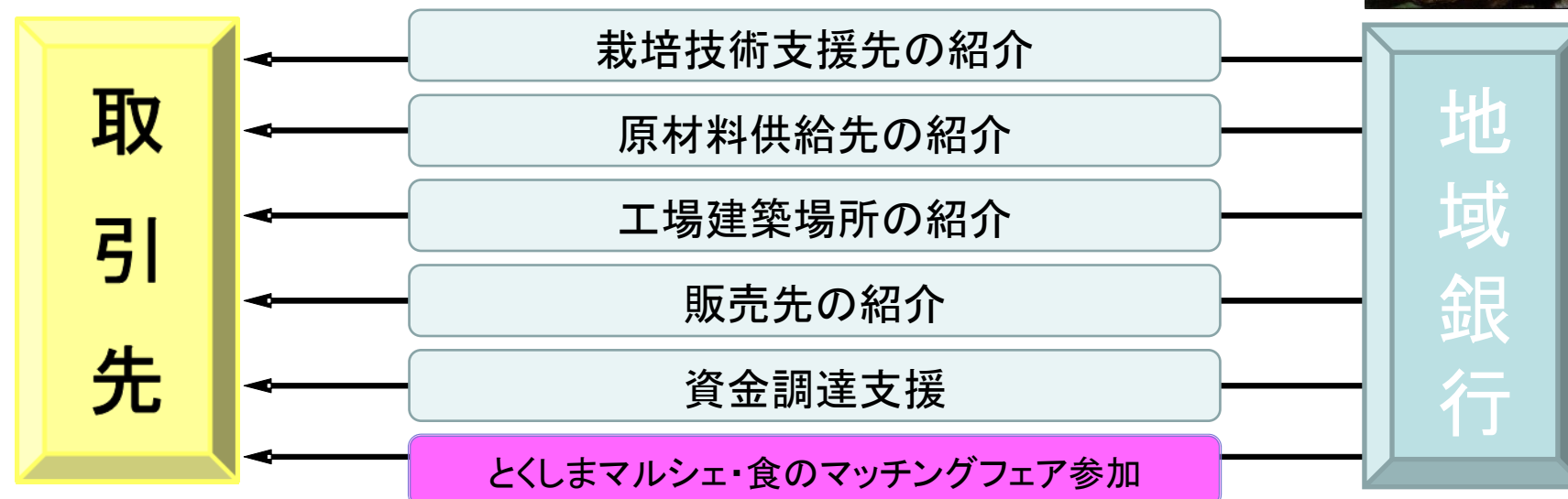
培養後1つの菌床で6~8回収穫  
でき、失敗のリスクが小さい

労働集約産業であるため、地域  
経済の雇用拡大に貢献

新規参入でも最新の設備・ノウハウを導入  
すれば、良質のしいたけ栽培可能



#### ○進出支援の具体内容



業態転換前(自動車部品製造業)



業態転換後(菌床しいたけ製造業)



農業分野への業態転換



菌床しいたけ



徳島マルシェ



ハナビラダケの栽培にも成功

### 3. 東日本大震災後の対応

# 東日本大震災後の対応

## ◎ 東日本大震災事業者再生支援機構による被災事業者支援の促進

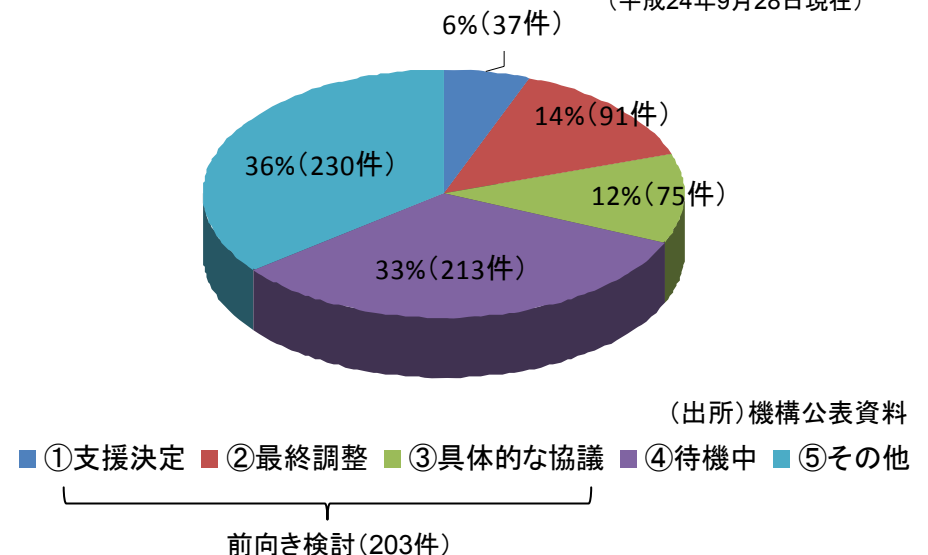
- 7月17日、復興庁、中小企業庁及び金融庁は、東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」）による被災事業者支援の推進策を公表  
⇒ 機構は、① 支援決定までの期間の短縮化、② 信用保証協会の保証付き債権の買取りの迅速化に取り組む。3庁は連携して、機構の取組みを積極的に支援
- 7月24日、金融庁は、金融機関に対し、「被災事業者に対し機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討するよう」要請

### （参考）推進策の概要

- ① 支援決定までの期間の短縮化
  - ・通常180日程度必要とされる案件対応期間を90日程度で完結する業務フローの策定
  - ・事業再生に精通した人材の増員
  - ・金融機関の引当状況も考慮に入れた迅速な処理
- ② 信用保証協会の保証付き債権の買取りの迅速化
  - ・事業再生計画や買取価格の保証協会への事前の十分な説明による迅速な合意
  - ・保証協会は、事業再生計画や買取価格の説明を受けた後、原則3週間以内に結論
  - ・新規融資に対する機構の保証機能の活用

【機構の相談受付・支援決定に向けた対応状況(646件)】

(平成24年9月28日現在)

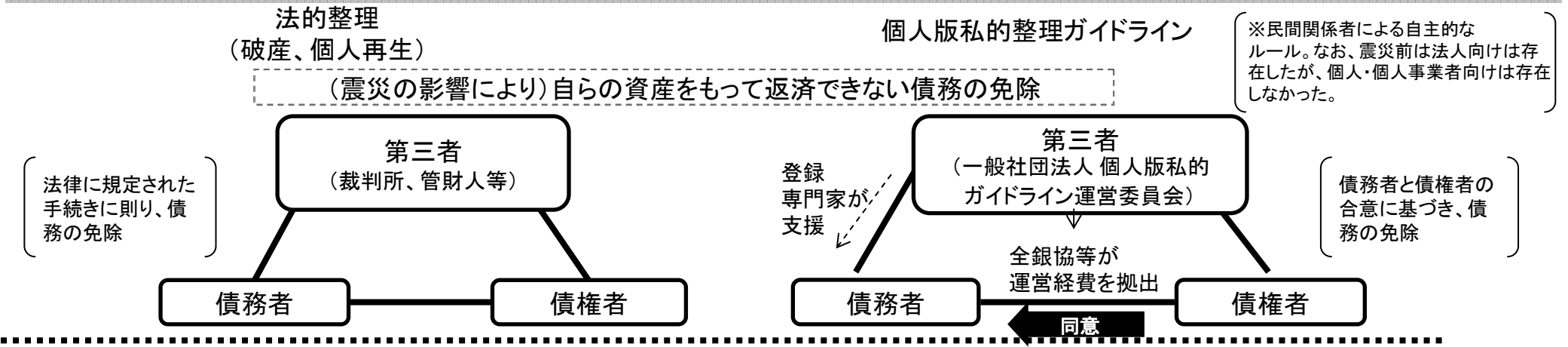


# 東日本大震災後の対応

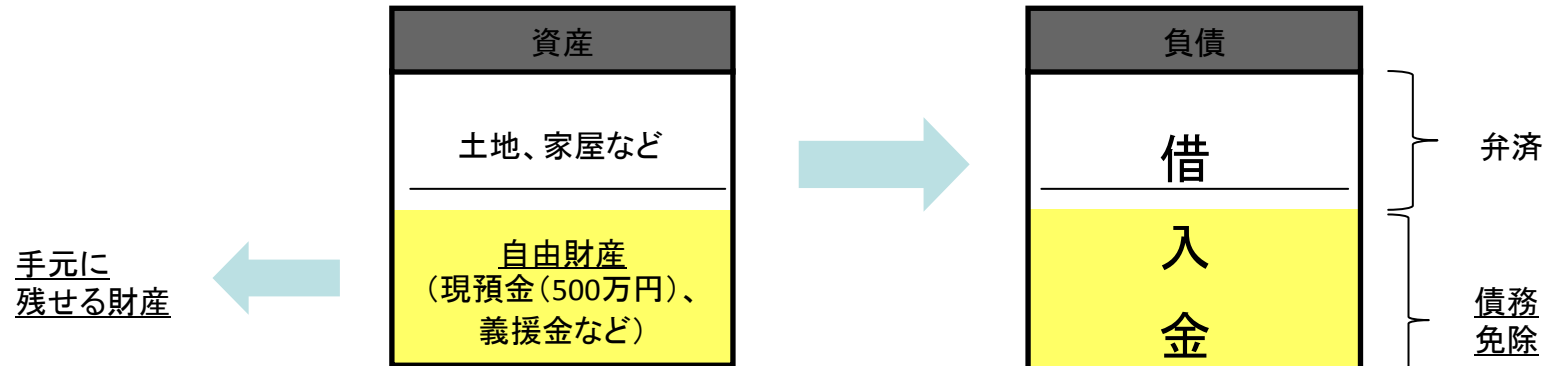
## ◎ 個人版私的整理ガイドラインの活用の促進

- 個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。これにより、債務者が、法的倒産手続による不利益を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けることができる。
- 個人版私的整理ガイドラインの運営状況(平成23年8月22日～24年9月28日)
  - ⇒ 個別の相談:2,835件
  - 債務整理に向け準備中:759件
  - 債務整理の成立:83件
- ガイドラインについては、被災者にとって利用しやすい制度とするよう運用を見直し
  - ⇒ 手元に残せる財産(自由財産)の上限を500万円に拡張
  - ⇒ 弁護士費用の全額補助を実施
- ガイドラインの被災者への周知を図るため、個人版私的整理ガイドライン運営委員会と連携し、チラシの配布、ポスターの貼付、新聞広告等を実施
- 7月24日、金融庁は、金融機関に対し、「債務者に対してガイドライン利用のメリットや効果等を丁寧に説明し、当該債務者の状況に応じて、ガイドラインの利用を積極的に勧めるよう」要請

# 個人版私的整理ガイドラインと法的整理の比較



■ 債務免除のイメージ: 法的整理と個人版私的整理ガイドラインでは債務免除額は基本的に同等  
 (債務免除額が法的整理より多くなれば(=債権者に不利になれば)、債権者は株主代表訴訟等のリスクから利用困難)



(注) 仙台地裁の破産事件の運用を踏まえ、義援金などのほか、概ね500万円までの現預金につき、自由財産として認められている。

## ■ 法的整理、個人版私的整理ガイドラインによる債務免除のメリット・デメリット

	法的整理(個人破産)	私的整理ガイドライン
個人信用情報(いわゆるブラックリスト)の登録	有	無
債権者の同意	全債権者の同意は不要	全債権者の同意が必要
弁護士費用	20~30万円	全額国庫補助(登録専門家に限る)

## 4. 24事務年度検査基本方針・監督方針

# 平成 24 検査事務年度検査基本方針のポイント

## 検査基本方針とは

検査事務年度(7月～翌年6月)ごとに、その年度における検査運営の基本的な取組姿勢や重点検証事項等を明確化するため、策定・公表。

## 【新たに追加した主な事項】

### Ⅱ. 基本的な取組姿勢

#### ○ 検査の質的向上

当局における検証能力の更なる向上を図るため、以下の取組みを推進。

- ① 先端的な金融技術等の調査・研究や、そこで得られた知見の活用
- ② 海外検査当局の先進的な検証手法の取り込み
- ③ 情報解析ツールの積極的・効果的活用による検証作業の効率化等
- ④ 情報の分析・管理態勢の強化による情報の有効活用の一層の推進
- ⑤ 外部からの専門家の登用や、高度な専門性を備えた人材の育成
- ⑥ 保険会社に対する検査に係る分析・検証内容の充実・強化

#### ○ 監査役・監査委員との連携強化

当局と金融機関の監査役・監査委員との意見交換の機会を充実。

### Ⅲ. 検査重点事項

#### ○ 経営管理態勢の整備

##### ➢ 金融持株会社のグループ経営管理・リスク管理

大手金融グループにおける海外店舗網の拡大等の動きの活発化。

⇒ グループ全体を通じたグローバルなリスク管理態勢を重点検証。

##### ➢ 業務継続体制

大規模な自然災害等、従来の想定に必ずしも収まらない事象の発生。

⇒ 災害被害やシステム障害等の情報を迅速かつ的確に収集し、危機に対応できる態勢を重点検証。

#### ○ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組み

中小企業金融円滑化法の「出口戦略」が押し進められている中、中小企業の経営改善や事業再生等を最大限支援していく金融機関の役割が増大。

⇒ ・外部専門家、中小企業再生支援協議会等との連携を行う態勢  
・資本金借入金やABL等を活用して顧客ニーズに応える態勢を重点検証。

#### ○ 法令等遵守態勢の整備

##### ➢ 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止 暴力団排除活動の国・地方公共団体レベルでの充実・強化。

⇒ ・反社会的勢力との関係を遮断できる実効性のある態勢  
・平成 25 年 4 月施行予定の改正犯収法に対応するための態勢を重点検証。

##### ➢ 金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応

インサイダー取引や、LIBORの不正操作問題等の発生。  
⇒ 情報管理等の内部管理態勢やコンプライアンス態勢等を重点検証。

##### ➢ ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等

リテール業務と比べ、多額で非定型・複雑な商品等を扱う場合が多い特性。  
⇒ 適切にリーガル・チェック等を行う態勢を重点検証。

#### ○ 各種リスク管理態勢の整備

##### ➢ システムリスク管理

システムリスクに関する総点検の実施、システムの外部委託の利用増加。

⇒ システムリスク管理態勢、金融機関における外部委託等に係る管理態勢を重点検証。

##### ➢ 信託業務に係るリスク管理等

年金基金からの受託を巡る問題事例の発生。

⇒ 年金基金等の委託先からの資産の管理・運用態勢を重点検証。

##### ➢ 保険業務に係るリスク管理

世界経済の変調や、大規模な自然災害の発生。

⇒ 海外拠点を含めた集積リスクの管理等、保険引受リスクの管理態勢を重点検証。

### Ⅳ. 各種検査の基本的枠組み

#### ○ 地域金融機関

海外への業務展開を図る先については、海外拠点の業務の管理態勢を検証。

#### ○ 保険会社等

保険会社に対する検査体制を拡充・強化し、検査周期の短縮に努力。

平成 24 年 4 月から試行を開始した保険検査評価制度の定着にも注力。

#### ○ 農業協同組合

行政刷新会議に設置されている規制・制度改革委員会での議論に基づき、検査件数の増加に努力。



# 【参考】検査基本方針の構成

## I. はじめに

我が国経済・社会の現下の状況等を踏まえ、資金需要者への適切・円滑な資金供給や、利用者への良質な金融商品・サービスの提供という役割を果たす態勢が整備されているか、また、そうした役割を果たすことができるだけの健全な財務基盤と強固で包括的なリスク管理態勢が構築されているかについて検証。

## II. 基本的な取組姿勢

- |                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 検査の質的向上及び情報発信力の強化等   | 4. 金融機関の負担軽減      |
| 2. 関係機関との連携強化           | 5. 震災復興への対応及び節電対応 |
| 3. 監査役・監査委員や外部監査人との連携強化 |                   |

## III. 検査重点事項

- |  |   |
|--|---|
| 1. 経営管理態勢の整備<br>➢ 適切な経営管理<br>➢ 金融持株会社等のグループ経営管理・リスク管理<br>➢ 業務継続体制  | 4. 顧客保護・利用者利便の向上<br>➢ 顧客保護等<br>・ 顧客情報に係る管理の徹底<br>・ 適正かつ安全な金融取引の確保<br>・ 相談・苦情等への積極的な対応（金融ADR制度への対応を含む。）<br>・ 顧客に対する適切な説明<br>➢ 利用者利便の向上   |
| 2. 金融円滑化の一層の推進<br>➢ 中小企業向け融資<br>・ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた取組み<br>・ 中小企業の経営実態等を踏まえた取組み<br>➢ 住宅ローン   | 5. リスク管理態勢の整備<br>➢ 統合的リスク管理<br>➢ 信用リスク等管理<br>➢ 市場リスク管理<br>➢ 流動性リスク管理<br>➢ システムリスク管理<br>・ システムリスクに関する総点検の結果を踏まえた検証<br>・ 業務の拡大やシステムの更改・統合等への対応<br>・ システムの外部委託先等に対する管理<br>➢ 信託業務に係るリスク管理等<br>・ 信託業務に係る管理<br>・ 信託業務の外部委託に係る管理<br>➢ 保険業務に係るリスク管理 |
| 3. 法令等遵守態勢の整備<br>➢ 反社会的勢力への対応、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止<br>➢ 金融市場における不公正取引等の防止に向けた対応<br>➢ 不適切な新規業務等の防止に向けた対応<br>➢ ホールセール業務に係るリーガルリスク管理等 |   |

## IV. 各種検査の基本的枠組み

- 主要行
  - － EiC(複数年担当制の主任検査官)により、深度ある分析を実施
- 地域金融機関
  - － (海外展開している場合) 海外拠点の業務管理態勢を検証
- 新規参入銀行
  - － 新規開業後、適切なタイミングで検証
- 信託兼営金融機関・信託会社
  - － 最近の問題事例等も踏まえ、信託検査マニュアルに基づき検証
- 保険会社等
  - － 本事務年度に検査体制を拡充・強化
  - － 検査周期の短縮や保険検査評価制度の定着に注力
- 大手金融グループ
  - － 必要に応じ、監視委と連携し、コングロマリット検査を実施
  - － グローバルベースのビジネス展開へも対応
- 外国銀行・外国保険会社
  - － 必要に応じ、本社の経営幹部等や及び母国当局と意見交換
- 金融会社等
  - － 改正貸金業法、資金決済法、信用保証協会法に対応した態勢の整備状況等を検証
- 指定紛争解決機関
  - － 業務量の増加を踏まえ、態勢の整備状況等を検証
- 委託業者・代理業者
  - － 積極的に検査を実施
- 政策金融機関
  - － 主務官庁との間で意見交換を充実
- 農業協同組合
  - － 三者要請検査の件数増加に努力

# 平成 24 事務年度監督方針のポイント

## 監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向けに監督方針を策定し、公表している。

## 24事務年度監督方針の主な内容

本事務年度は、中小企業金融円滑化法の最終延長の一年であることを踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に推し進める観点から、金融機関に、金融の円滑化に関する多様な取組みを促していく姿勢を強調。また、昨今の欧州債務危機等に伴うリスク管理態勢の強化、市場変動の影響を受けやすい投資信託等に関する顧客対応の充実、インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題・為替デリバなど昨今の金融業界を巡る諸問題への適切な対応も、記述を充実。(東日本大震災の被災地へのきめ細かな対応も、引き続き強調。)

## 【本事務年度強調した主な事項】

### ① 円滑な金融仲介機能の発揮

#### ○ 中小企業向け融資等

- 他の金融機関、外部機関(企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等)との連携の重要性を確認
- 実抜計画の策定状況、事業再生の取組み状況等の確認
- エクイティファンド等による起業等への支援
- 資本金借入金・ABL等の多様な金融手法の活用

#### ○ 住宅ローン

- 金利減免に対する対応状況の確認

### ② リスク管理と金融システムの安定

#### ○ マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

- 欧州の政府債務問題、米中等の経済・金融動向
- 欧州の政府債務問題を踏まえた長期金利上昇リスクへの対応
- 危機の深刻化に備えた外貨流動性管理

#### ○ 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態勢の充実

- 他業態の子会社、信託兼営の不動産部門なども含めた、グループ全体でのリスク管理態勢強化

### ③ 顧客保護と利用者利便の向上

#### ○ インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題等、金融業界を巡る問題への適切な対応

#### ○ 顧客へのきめ細かな対応の強化

- 為替相場の動向等を背景とした為替デリバに対する適切な顧客対応の徹底
- 市場変動の影響を受けやすい、投資信託等に関するきめ細かな顧客対応
- 年金基金等の法人顧客への状況も確認

#### ○ 業務の継続性の実効性確保

- システムの継続的な点検、業務継続計画の実効性確保

## 【引き続き取り組む主な事項】

### ① 監督行政の取組姿勢等

- ベター・レギュレーション(官民ラウンドテーブルの活用等)
- オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

### ② 円滑な金融仲介機能の発揮

- 東日本大震災の被災地への対応
- 消費者金融への積極的な参加

### ③ 顧客保護と利用者利便の向上

- 相談・苦情処理態勢の充実(ADR等)
- 金融機能の不正利用の防止 等

# 【参考】監督方針の構成（中小・地域金融機関）

## 1. 総論

### 1. 金融システムを取り巻く環境

- ・ 欧州情勢、電力供給の制約等が国内経済に与える影響
- ・ 世界経済の影響を受けやすい金融システムの特長

### 2. 監督当局の取組姿勢等

- ・ ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図ることを基本に、以下の監督姿勢で臨む

その際、足下の欧州情勢や、中小企業金融円滑化法の最終年度であること、東日本大震災の被災地の実情等を、十分踏まえる

- ① **リスク感応度の高い行政**（個々の金融機関や金融システムに蓄積するリスクをフォワード・ルッキングに特定・把握、システム・業務継続体制の点検）
- ② **国民の目線・利用者の立場に立った行政**（顧客保護や利用者利便の一層の向上）
- ③ **将来を見据えた行政**（国際的議論の動向も十分把握、環境変化を展望、我が国金融機関が抱える共通の構造的課題も念頭に置く）
- ④ **金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政**（金融機関との率直かつ深度ある対話、各金融機関における先進的取組みを他の金融機関に紹介等）

※ 検査部局、証券取引等監視委員会、日本銀行、日本公認会計士協会等との緊密な連携（特に検査・監督一体となったモニタリングの実施・強化）

※ 財務局と一体となった監督行政（データ分析や着眼材料の提供の充実、財務局からの報告を活用した経営分析など監督力を強化）

※ 金融機関の負担軽減に配慮した監督行政（報告等の年1回の定期的な点検等）

## 2. 監督重点分野

### 1. 円滑な金融仲介機能の発揮

#### (1) 東日本大震災からの復興に向けた金融面からの支援

- ・ 二重ローン問題への対応（東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興機構、個人債務者の私的整理に関するガイドラインの活用等）
- ・ 金融機能強化法（震災特例）の活用促進 等

#### (2) 地域密着型金融の深化

- ・ 顧客のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮（創業・新事業展開のためのニューマネーの供給、成長段階におけるアジア進出支援等）
- ・ 地域経済の活性化への貢献

#### (3) 中小企業の経営支援、住宅ローン借入者への対応等

- ・ 「政策パッケージ」に掲げた施策の具体化
- ・ 外部機関等を活用した事業再生支援、事業再生ファンドの設立促進
- ・ 経営者以外の第三者の個人連帯保証の原則禁止
- ・ 地域密着型金融の取組みとの整合性に留意した「認定経営革新等支援機関制度」への対応
- ・ 住宅ローンの金利減免の対応状況の確認 等

#### (4) 成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進

- ・ エクイティファンド等を活用した起業等への支援
- ・ 資本金借入金、ABL、電子記録債権等の活用 等

### 2. リスク管理と地域における金融システムの安定

#### (1) マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督

##### ① 注視すべきリスク分野

- ・ 欧州の政府債務問題、米国の経済・金融動向、新興市場の動向
- ・ 債券の金利上昇リスク、株式、仕組み債等のリスク
- ・ 大口与信先の信用リスク（経営再建計画の策定・進捗状況のフォローアップ、顧客の実態に応じた適切な引当等）
- ・ 住宅ローン特有のリスク 等

##### ② リスク管理手法の改善

- ・ 経営陣の主導性発揮によるリスク波及効果の認識
- ・ テールリスクも織り込んだストレステストの実施

##### ③ 財務基盤の強化

- ・ 将来を見据えた資本基盤の充実・強化
- ・ 協同組織金融機関については、中央機関と緊密に連携
- ・ 国の資本参加の申請期限延長も踏まえた金融機能強化法の活用の積極的な検討の促進

#### (2) 収益力強化の取組みとそれを支えるリスク管理態勢の充実

- ・ 中長期的な視点に立った収益基盤の充実（地域銀行自身の海外展開を含むアジア進出支援等の地域密着型金融の取組みの実践）
- ・ 非日系与信や海外拠点も含むリスク管理
- ・ 新たな業務展開に伴うリスクの把握
- ・ 協同組織金融機関の基本的性格等を踏まえた金融仲介機能の最大限の発揮

### 3. 顧客保護と利用者利便の向上

#### (1) 業務の継続性の確保

- ・ システムリスク評価の内部管理態勢（共同センター等の外部委託先管理態勢）等の確認
- ・ 訓練等を通じた業務継続体制の確認

#### (2) 情報セキュリティ管理の徹底等

- ・ 顧客情報の厳格な管理の徹底
- ・ 特にインサイダー取引防止に向けた対応の徹底

#### (3) 顧客への説明態勢の充実等

- ・ 為替デリバティブ、通貨選択型ファンド等のリスク性商品に係る適合性原則の遵守状況・社内の動機付け・不招請勧誘に関する法令遵守状況・販売後のフォローアップ態勢、投資信託等の販売時の説明態勢等の検証
- ・ 年金基金等の法人顧客への対応状況の確認

#### (4) 相談・苦情処理態勢の充実

- ・ 金融ADR制度への対応状況の注視

#### (5) 金融機能の不正利用の防止

- ・ 震災を悪用した振り込め詐欺への対応
- ・ 反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み
- ・ サイバー攻撃等への対応に向けた警察との連携強化

等

## 5. その他

# 日本再生戦略における中小企業金融関連施策

「日本再生戦略」においては、11の成長戦略のうち、「中小企業戦略」及び「金融戦略」の双方に中小企業金融関連施策を記載。主な施策は、以下のとおり。

## 将来の成長可能性を重視した金融の実現、地域密着型金融の推進

- ・ 企業実態を踏まえた検査の徹底(検査マニュアルにおいて、実質的に赤字でない企業の取扱いについての運用の明確化)
- ・ 資本性借入金の積極活用(活用事例・メリットの周知等)

### ① 金融円滑化法からの円滑な移行に向けた体制整備

- ・ 企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会・金融機関の連携、機能強化による経営支援の実施
- ・ 検査方針の明確化(金融円滑化法の期限到来に当たり、金融検査が過度に厳格なものとならないよう配慮)
- ・ 金融機関に対し中小企業支援状況に係る情報開示を促す

### ② 個人保証制度の見直し

- ・ 金融機関との間の取決めに違反した場合のみ保証責任を負う停止条件付保証契約等の検討

### ③ 動産・売掛債権担保の利用促進策の整備

- ・ 検査マニュアルの運用の明確化

### ④ 金融機関による資本性資金の供給促進策(5%出資規制の見直しを含む)の検討